

平成 14 年 7 月 26 日

食品衛生法の一部を改正する法律案の概要について
(議員立法)

1. 中国産冷凍ほうれんそう問題に係る経緯と対策

- 3月 16 日 : 民間団体が中国産の冷凍ほうれんそうから規格基準を超えるクロルピリホスを検出したとの報道。
- 3月 20 日 : 検疫所においてモニタリング検査(10%)を開始
- 4月 26 日 : 検体数を2倍に強化(6月4日に4倍、同月14日に8倍に強化)
- 5月 14 日 : 全ての輸入届出について検査を開始
: 中国政府に対し原因調査を要請(21日に再び要請)
- 6月 1 日 : 法違反に係る輸入者名の公表開始
- 6月 4 日 : 中国政府に対し対策が不十分なほうれんそうを我が国に輸出しないよう要請
- 6月 6 日 : 輸入時に残留農薬検査を行っていないものについて、流通・販売前検査の実施を輸入者に指導するよう検疫所に対し要請
- 6月 9 日～14 日 : 担当官を中国へ派遣
- 7月 22 日 : 厚生労働省食品保健部長等が中国訪問

2. 法整備が必要な理由

- 上記の対策を順次強化してきたにも拘わらず、違反が継続して発見されている（別紙参照）。
違反の状況を見ると、
 - ① 他の食品に比べて違反率が非常に高く（輸入件数ベースで約6.5%）、
 - ② かつ、一部には、クロルピリホスが2.5 ppm（基準値の250倍）
検出されるなど健康影響も懸念される状態にある。
- 中国産冷凍ほうれんそうの残留農薬については、同一の輸入貨物においても不均質であり、輸入時の検査を全数検査としても、検査をすり抜けて国内流通段階において違反が見つかった例もある。
- 検査のため開封した食品は販売等できなくなることを考えれば、検体を抽出して検査する手法を探らざるを得ないが、国の検疫所における個々の検査による現行の対応には自ずと限界があるといわざるをえない。
- 従って、検査の結果違反が見つかなければ輸入を禁止できない現在の仕組みに加え、特定の国等の特定の食品等について、検査を要せずに包括的に輸入を禁止できる仕組みを早急に創設する必要がある。

3. 制度の骨子

- 厚生労働大臣は、特定の国・地域で製造等され、又は特定の者により製造等される特定の食品等について、

① 検査の結果、食品衛生法違反が相当数発見されたこと

② 生産地における食品衛生上の管理の状況

などからみて、食品衛生法違反のものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度等を勘案して、食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議し、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該食品等の販売・製造・輸入等を告示をもって禁止することができる。

- 禁止処分に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、当該申請者によって販売・製造・輸入等される食品等により食品衛生上の危害の発生のおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、禁止処分の全部又は一部を告示をもって解除するものとする。

- 厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生法に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

- 本禁止規定違反に対する行政処分、罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）を設け、その他所要の改正を行う。

4. スケジュール

- 7月19日：議員立法により法案提出

：衆議院厚生労働委員会にて、起草・採決

- 施行日は、公布の日から1ヶ月を経過した日

中国産冷凍ほうれんそうの違反状況

1 輸入時検査

(平成14年3月20日～7月22日)

検査件数	違反件数	違反重量	違反率
646件	42件	581,740kg	6.5%

2 国内流通品の都道府県及び輸入者による検査

	違反件数
3月19日以前輸入分	15件
3月20日以降4月21日以前の輸入分	3件
4月22日以降輸入分	1件

3 クロルピリホスの検出濃度の分布

分布	輸入時検査	国内検査
0.02～0.1ppm 未満	60(88%)	15(79%)
0.1～1.0ppm 未満	8(12%)	3(16%)
1.0ppm 以上	0	1(5%)
合計	68	19

(注1) 1.0ppm 以上検出した事例は、2.5ppm

(注2) クロルピリホス以外の農薬についての違反例

パラチオン 1.1ppm (基準値: 0.3ppm) 輸入時検査

ディルドリン 0.01ppm (基準値: 不検出) 輸入時検査

フェンバレート 1.0ppm (基準値: 0.5ppm) 国内流通品検査